

# 宮崎市総合福祉保健センター

## 貸館予約方法等の変更について（お知らせ）

令和6年4月より、総合福祉保健センターに関する条例などの一部変更があります。そのため、貸館予約方法等についても変更がありますので、ご注意ください。詳細は、下記のとおりになりますのでご確認ください。よろしくお願いいたします。

### 【団体登録方法】

毎年度、宮崎市総合福祉保健センター利用団体登録申請書を提出し、**団体登録を受ける必要**があります。また、登録申請時は『会則』・『予算書』・『事業計画書』・『その他（団体の活動内容が分かる資料）』の添付をお願いします。

### 【貸館の予約・申請方法】

利用日の3ヶ月前から電話などで仮予約できますが、仮予約日から**2週間以内**に利用申請書を提出していただく必要があります。なお、2週間以内に申請書の提出が無い場合は**仮予約取消し**となる場合がありますのでご了承ください。

なお、使用料が有料の団体は、1ヶ月前からの仮予約となります。

### 【使用料減免について】

令和6年4月から使用料減免に関する要綱を定めます。減免の対象になる場合は、使用料について減免を受けることができますが、該当しない場合は、使用料を収めていただく必要があります。詳しくは、別紙のチラシをご覧ください。

### 【使用料減免申請方法】

使用料減免対象になる団体は、減免申請書の提出により使用料の減免を受けることができます。施設の**使用目的が同じ場合は、年に1回のみ**の減免申請でかまいませんが、**使用目的が異なる場合は、その都度**、減免申請を行うことにより使用料の減免を受けることができます。

【お問い合わせ】	宮崎市 福祉総務課 管理係	電話（直通）	21-1754
	宮崎市社会福祉協議会	電話（直通）	52-5131